

許可番号 第09110006849号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県福山市神辺町大字川北482番地の1

氏名 有限会社 生必クリーナー

代表取締役 今西 智恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 廣 直 幹



許可の年月日 令和 2年 3月26日

許可の有効年月日 令和 7年 3月25日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

### 産業廃棄物の種類

〔積替え・保管を含む。〕 廃プラスチック類（廃プリント配線板を含み、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

紙くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

木くず（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

金属くず（廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

〔積替え・保管は含まない。〕 燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）

汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

動植物性残さ

ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以下余白